

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 公共施設の将来像について (30分)</p> <p>先般、東洋大学理工学部建築学科が「鶴ヶ島プロジェクト・郊外都市の将来像を考える」と題し、鶴ヶ島市および、地域の市民の協力のもと、郊外都市の将来像を描くプロジェクトの講評会を開催し、そこに参加してまいりました。鶴ヶ島第二小学校、南公民館を対象に、鶴ヶ島市の財政や現状、小学校や公民館への新しいニーズを学生が調査しながら、建築設計案として提案されました。これまでに「鶴二サロン」を会場に4回にわたり開催されたワークショップ形式の公開講評会「パブリック・ミーティング」では、地域の方々に学生の設計案を囲んで要望を戴き、それらを反映させながら案を進化させてこられたということです。</p> <p>内容はとても興味深く、楽しく参加させていただきました。しかし、この設計案は実現するのであろうか、案として終わってしまうのではないのか、等思い巡らしました。</p> <p>現在、鶴ヶ島市には、小中学校を含め43の公共施設があります。申すまでもなく、昭和50年代の人口急増に合わせて建築された施設の老朽化や、施設の借地、又、高齢化率の上昇により、歳入の減収が見込まれ、本市の財政状況の悪化が大きな課題となっています。</p> <p>更に、公共施設の保全に関わる維持、管理の費用も、設備改修、大規模更新など、年数を追うごとに大きな費用負担が見込まれます。</p> <p>本市の将来を見据えた中での、まちづくり、市民のコミュニティーの醸成と、公共施設はどうあるべきなのか、どのような姿に変容していくのか、が問われていると思われまます。</p> <p>そこで質問します。</p> <p>(1) 公共施設の現状について ア 老朽化への対応 イ 「公共施設診断カルテ」について ウ 財政上からみた施設の維持、管理の実情について</p> <p>(2) 少子高齢化・人口減少など社会情勢から見た施設のあり方</p> <p>(3) コミュニティー、まちづくりと公共施設のあり方</p> <p>(4) 市の公共施設の将来像について</p>	<p>市長 教育委員会委員長</p>

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>2 鶴ヶ島市における生活保護について (20分)</p> <p>生活保護は、日本国憲法第25条(生存権の保障)の理念に基づき、生活に困っているすべての国民(市民)に対し、その困窮の程度に応じて、国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助けることを目的とした制度であります。昨年の東日本大震災から程なくした平成23年6月上旬、厚生労働省から生活保護受給者が200万人を超えたとの発表がありました。これは、終戦後の混乱期である昭和27年度以来の約半世紀ぶりのことだそうです。生活保護受給者が増加した要因として、同省では、「先行きの見えない景気とそれに伴い低迷する雇用状況、そして高齢化にある」と伝えています。生活保護法が施行されてから今年で60年以上経過していますが、ここ数年は生活保護のあり方など、大きな過渡期にあるのではないのでしょうか。最近では、芸能人の家族での不正受給疑惑が取りざたされるなど、国民、市民の関心も高まっております。</p> <p>私たち民政クラブでは、会派視察で釧路市に出向き、同市が取り組む「自立支援プログラム」について研修してまいりました。主な内容としましては、生活保護を受給しながら自立を図る新たな自立観や自立支援ボランティアを通じた中間的就労といった新たな考え方を提起することに至った経緯等についてであります。その実践方法や現状もお聞きしてきましたが、本市における生活保護の状況、又、現状での課題、取り組み状況について以下質問します。</p> <p>(1) 本市における生活保護の動向について (2) 受給者の就労・自立支援への取り組みについて (3) 生活保護の適正化について (4) 市職員及びケースワーカー等の組織体制について</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>3 つるがしま男女共同参画推進プラン (第4次) について (10分)</p> <p>本市における、男女共同参画社会の実現を目指した「つるがしま男女共同参画プラン」は、平成9年に策定され、以後5年ごとに、2次、3次と男女共同参画の総合的な推進を図るため、男女共同参画プランが策定されてきました。又、平成15年度からは、男女共同参画社会の実現を目指して意識啓発を図るために実施してきた「男女共生フォーラム」を「ハーモニーふれあいウィーク」に改変し、関係団体や、個人、女性センター利用者団体との協働により、更なる意識啓発に取り組んでいます。</p> <p>こうした中で、平成22年には「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」が制定され、男女共同参画社会の実現に向けて基本理念を掲げるとともに、その担い手となる市、市民、事業者、教育に携わる者の責務を明らかにし、施策の基本的事項を定めました。更に、この条例の施行に伴い、「鶴ヶ島市女性センター条例」を改正し、男女共同参画を推進する拠点施設として位置づけるなど時代の変革に合わせて取り組んでこられました。</p> <p>このような状況下で策定された「つるがしま男女共同参画推進プラン (第4次)」について以下質問します。</p> <p>(1) 第3次プランから移行するにあたっての、検証と課題について</p> <p>(2) 第4次のプランを策定するにあたり、どのような事項に留意しましたか。</p> <p>(3) 第4次プランにおける新規事業とその取り組み状況について</p> <p>(4) 計画期間の中で、より多くの市民に向けてどのように発信してゆきますか。</p>	市長